埼玉県個人情報保護審査会議事録（総会）

１　日　時

　　令和４年４月２５日（月）午前１０時００分～午前１１時４０分

２　場　所

　　埼玉県庁衛生会館　県政情報センター内

３　出席者

（１）委員

　　　桑原会長、大沢委員、栗原委員、田中委員、寺委員、寺田委員

（２）事務局

　　　総務部文書課

４　議事

（１）報告

　　ア　個人情報保護制度の見直しについて

　　イ　改正個人情報保護法施行後の本県個人情報保護制度について

　　ウ　改正法適用後の審査会権限等について

（２）意見交換

　　ア　個人情報保護法改正に伴い条例での規定を検討する事項について

　　　①条例要配慮個人情報

　　　②開示手数料

　　　③開示決定等の期限

　　　④情報公開条例と不開示情報の整合性

（１）報告

（事務局が資料1、2、4に基づき説明）

**桑原会長**：開示請求等に関する審査請求に関し、審査請求人の意向により審査会へ諮問をしないとすることは認められるのか。

**事務局**：審査請求があった場合、改正個人情報保護法第105条第1項各号の掲げる場合を除き諮問しなければならないとされるが、審査請求人の意向による諮問の省略は規定されていない。

（２）意見交換

**事務局**：施行条例での規定について検討している事項のうち、本日は4つの事項について御意見をいただきたい。

【①条例要配慮個人情報】

（事務局が資料3‐1に基づき説明）

**大沢委員**：大幅な保有数の増加が見込まれるものが、性的指向等に関する情報なのか。

**事務局**：今後、県の政策として性的指向に関する取り組みを強化するなかで、性的指向等に関する情報の保有数が増大することが見込まれる。

**大沢委員**：散在的に収取する機微情報は、法の要配慮個人情報に含まれているということでよいか。

**事務局**：全ての機微情報が要配慮個人情報に含まれているわけではない。それは現行条例においても同様であり、個人情報として適切に管理することを定めている。

**桑原会長**：重要なのは、保有数が大幅に増大することか、性的指向等に関する情報それ自体か。

**事務局**：法が定める要配慮個人情報以外に差別の助長などが考えられるものについては、自治体の地域の特性に応じて、条例要配慮個人情報を定めることができるとされている。埼玉県にとって、性的指向等に関する情報は、今後の政策として重要な情報であり、差別を助長するおそれがある情報と考えている。

**桑原会長**：LGBTQの方々に差別的な感情を持つ人はまだ多いのか。

**事務局**：県が行った「多様性を尊重する共助社会づくりに関する調査」によれば、LGBTQの方は、そうでない方よりもハラスメントを受けた経験が多いという結果となっている。

**桑原会長**：性的指向等の問題は、埼玉県固有の問題というわけではなく、法にある地域の特性には関係ないのではないか。

**事務局**：政策による事情も、地域の特性その他の事情に該当すると考えている。

【②開示手数料】

（事務局が資料3‐2に基づき説明）

**桑原会長**：手数料はとらないが、実費は必ずとるということか。

**事務局**：必ず徴収することとしている。

**大沢委員**：1枚10円というのは高くはないか。

**事務局**：改めて積算を行うが、今後、県が紙の大量発注を減少させることで、紙代が上がることも考えられる。他の自治体でも、1枚10円が標準的である。

**桑原会長**：10円の根拠は何か。

**事務局**：コピー機のレンタル代や用紙代等から積算している。

**桑原会長**：積算が1枚10円未満である場合、実費の範囲内に収まっていないと言えるのではないか。法の規定を見ると、実費の範囲内と書いている。実費を超えると法に反するのではないか。

**事務局**：法で言うところの実費は開示の請求に関しての手数料についてである。

国の説明では、国の手数料実費には、開示請求書の記載事項の確認等の受付事務、本人確認事務、請求のあった行政文書の探索事務、開示不開示の審査事務決定通知書の記載等の書面作成事務、決定通知書の送付義務、開示の実施の事務が含まれているとしている。本県が徴収しようとしているのは、そういった請求に関しての手数料ではなく、最後に写しを交付することになった場合は、その写しに係るお金だけをいただくという考え方である。

**田中委員**：埼玉県だけ、実際にかかったコピー機レンタル料などの実費から割り出して定めるところによるとするのは、そういった細かいところを求める方はあまりいないと思う。レアケースを恐れて厳密に定めようとするのはどうなのかとも思う。

【③開示決定等の期限】

（事務局が資料3-3に基づき説明）

**桑原会長**：法の定める30日を現行条例の15日に短縮し、30日の延長で対応できない場合は、特例延長を行うしかないというのが、事務局の案か。

**事務局**：現行条例が15日としているものを、法に併せて30日とすることは、サービスの低下になるのではないかと考えている。

**栗原委員**：特例延長の要件が厳しいと、開示までの期間が短くなり事務が大変になるが、特例延長の要件はどのように定められているか。また、相当な期間の長さについて、定められているのか。

**事務局**：特例延長の要件は、保有個人情報が著しく大量で、延長期間で開示決定をすると事務の遂行に著しい支障を生じる場合とされている。

延長の期間の長さは具体的には定められておらず、情報の量や事務処理の状況等から開示決定等を行う機関の裁量により判断する。

**栗原委員**：特例延長の要件があまり厳しいものでないのであれば、運用の中で解消される問題だと思う。

**桑原部会長**：特例延長の判断について、開示決定等を行う機関に広い裁量が認められているのか。

**事務局**：特例延長の判断は、開示決定等を行う機関が行うことになるが、法に定める要件に該当する旨の説明を行うことができる必要がある。

**桑原部会長**：15日以内に開示決定等がされる割合はどのようになっているか。

**事務局**：直近3年間の平均では、約26％が15日以内に決定されている。

**桑原部会長**：決定期限を法のとおり30日とし、標準処理期間として15日とすることはできないか。

**事務局**：御意見を踏まえ検討させていただく。

**田中委員**：現状の46日以降に決定した案件の割合を考慮すると、15日に短縮した場合、特例延長の割合が高くなってしまう。例外である特例延長の割合が高くなることは望ましくない。法にあわせた30日にしても良いと思う。

【④情報公開条例と不開示情報の整合性】

（事務局が資料3‐4に基づき説明）

**桑原会長**：任意提供情報は、個人に関する情報か法人等の情報のいずれかの不開示情報に必ず該当するのか。

**事務局**：原則として、個人に関する情報か法人等の情報のいずれかの不開示情報に該当すると考えている。開示することで情報収集に支障が生じる場合は、事務事業支障の不開示情報にも該当することもあり得る。

任意提供情報は、個人に関する情報、法人等の情報、事務事業支障情報の特殊な一形態であると考えており、そのいずれかの不開示情報には該当するものと考えている。

**大沢委員**：情報公開条例が、任意提供情報を他の不開示情報と区分している理由は何か。

**事務局**：後日回答させていただく。

以上